

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和5年12月7日(2023.12.7)

【国際公開番号】WO2022/153798
 【出願番号】特願2022-575166(P2022-575166)

【国際特許分類】

A 6 1 B 8/12(2006.01)

A 6 1 B 1/00(2006.01)

【F I】

A 6 1 B 8/12

A 6 1 B 1/00 5 3 0

A 6 1 B 1/00 7 1 5

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年7月13日(2023.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【0007】

超音波内視鏡の挿入部及びその先端硬性部は、患者の負担軽減及び挿入性向上のために更なる細径化が図られている。しかしながら、先端硬性部を細径化する場合には、超音波トランスデューサの基端部、すなわち穿刺針（処置具）が導出される導出口に近い方の端部による超音波画像の描出が超音波内視鏡の手技上で重要になる。この場合には、気管支壁面に対する超音波トランスデューサの基端部の接触領域を増加させる必要があるが、上記各特許文献にはその点について開示及び示唆が一切なされていない。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0098

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0098】

なお、突出部63が導出口52の開口領域の任意位置から超音波取付部34aの先端側に亘って形成されていてもよい。また、突出部63が超音波取付部34aのみに形成されていてもよい。すなわち、突出部63は、少なくとも超音波取付部34aに形成されていればよい。

40

50